

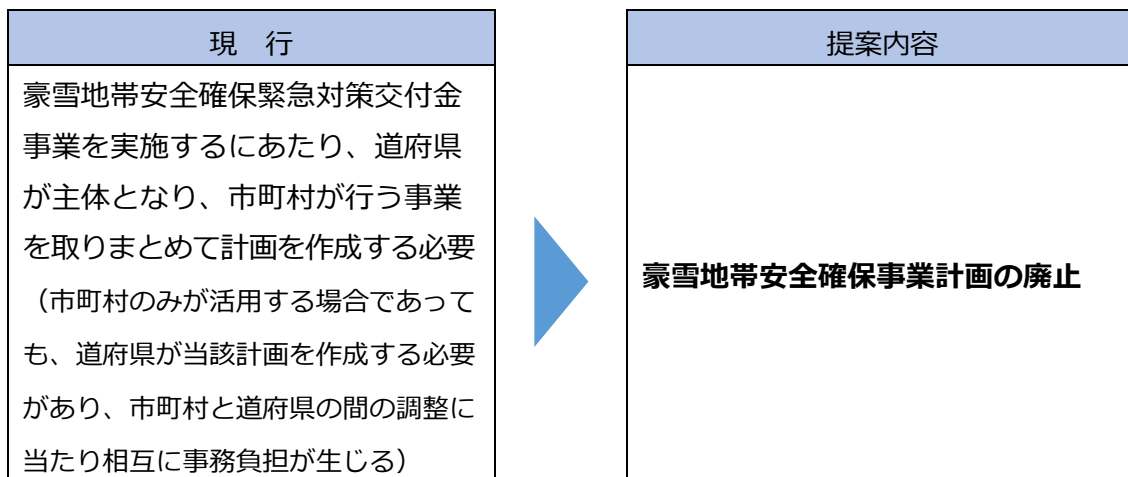
令和4年 内閣府と関係府省との間で調整を行った提案（A）

1 長野県発案の提案

【計画策定等】

（1）豪雪地帯安全確保事業計画の廃止

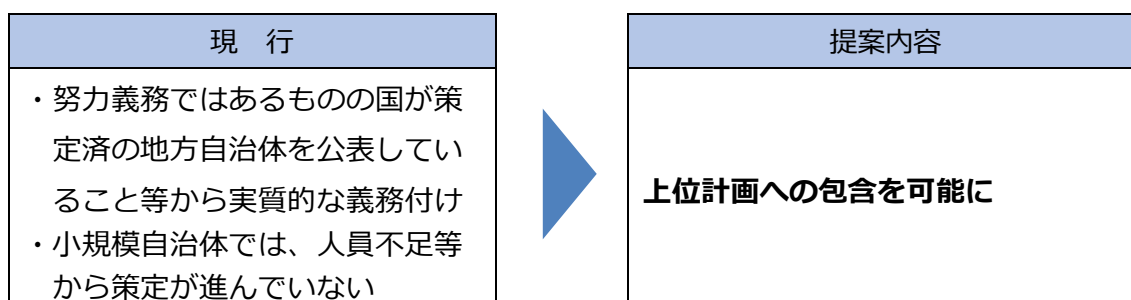
⇒ 事業計画策定に係る道府県及び市町村の事務負担の軽減



令和4年の地方からの提案等に関する対応方針
「豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業実施要綱」（令3国土交通省）において、道府県が主体となり作成し国土交通省に提出することとされている豪雪地帯安全確保事業計画については、 <u>市町村が直接、国土交通省に提出することも可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。</u> その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（2）子ども読書活動推進計画の上位計画への統合可能化

⇒ 地方公共団体の事務負担の軽減及び地域の実情にあった子供の読書活動の推進



令和4年の地方からの提案等に関する対応方針
都道府県子ども読書活動推進計画（9条1項）及び市町村子ども読書活動推進計画（9条2項）の策定については、地方公共団体の判断により、 <u>他の計画をもって代えることが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和4年中に通知する。</u>

【デジタル】

(3) 国からの「都道府県経由の照会」に関する照会方法の見直し

⇒ 都道府県の事務負担の軽減及び業務効率化

現 行	提案内容
国からの「都道府県経由の照会」について、各市町村の回答を取りまとめるのに多大な時間を要する	単に都道府県が取りまとめるだけの照会については、調査・照会システムを使用すること

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針

国が地方公共団体に対し調査を行う場合には、地方公共団体の負担軽減の観点から、調査・照会（一斉調査）システムを活用して調査を実施するよう促すため、関係府省に通知する。

[措置済み(令和4年11月15日付け総務省地域力創造グループ地域政策課事務連絡)]

【その他】

(4) 都道府県が行う土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る認証

申請の手続の見直し

⇒ 申請期間の短期化による事業実施の早期化

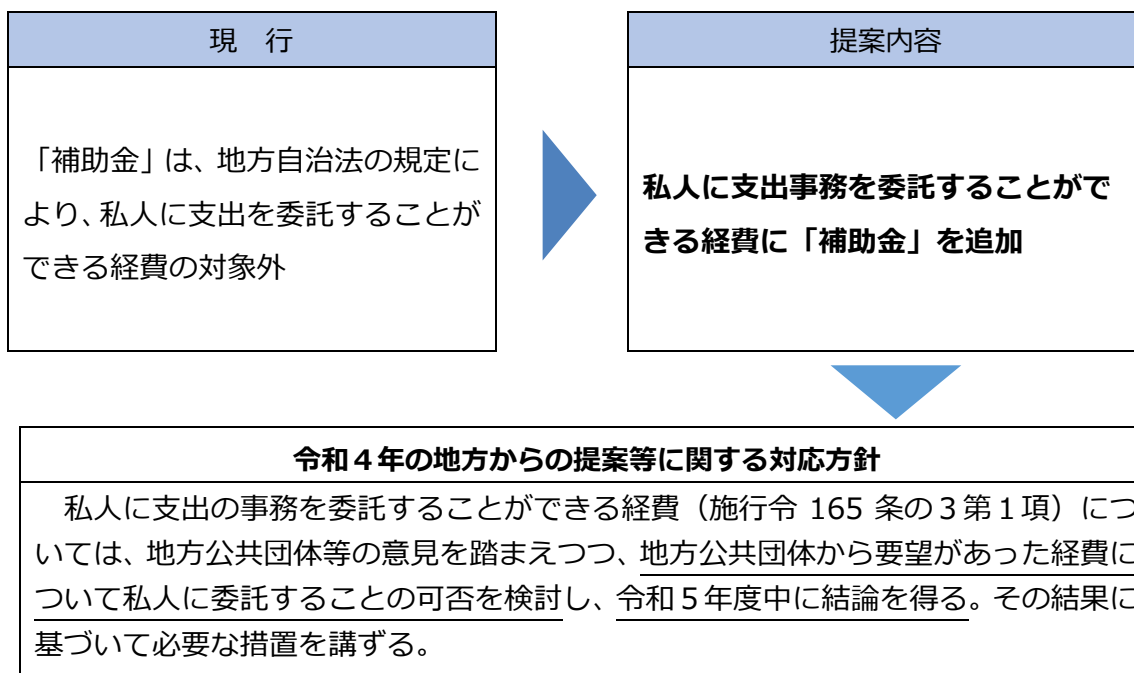
現 行	提案内容
国土調査成果の申請については、事業所管大臣（農水大臣）を経由して国土交通大臣に認証請求をするため、認証までに時間がかかる	県が直接、国土交通大臣に認証請求できるよう、事業所管大臣（農水大臣）への経由を廃止

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針

都道府県等が行う土地改良事業の確定測量に係る成果の認証申請（19条5項）の手続については、現行制度では、都道府県知事等から農林水産大臣に申請し、農林水産大臣が国土交通大臣の承認（19条7項）を得た上で、その成果を地籍調査の成果と同一の効果があるものとして指定することとしているが、「国土調査法第19条第5項の成果の認証に準ずる指定の申請に係る事務取扱い等について」（昭56農林水産省構造改善局長）を令和4年度中に改正し、令和5年度の申請から、都道府県知事等から国土交通大臣に対して直接申請することも可能とする。

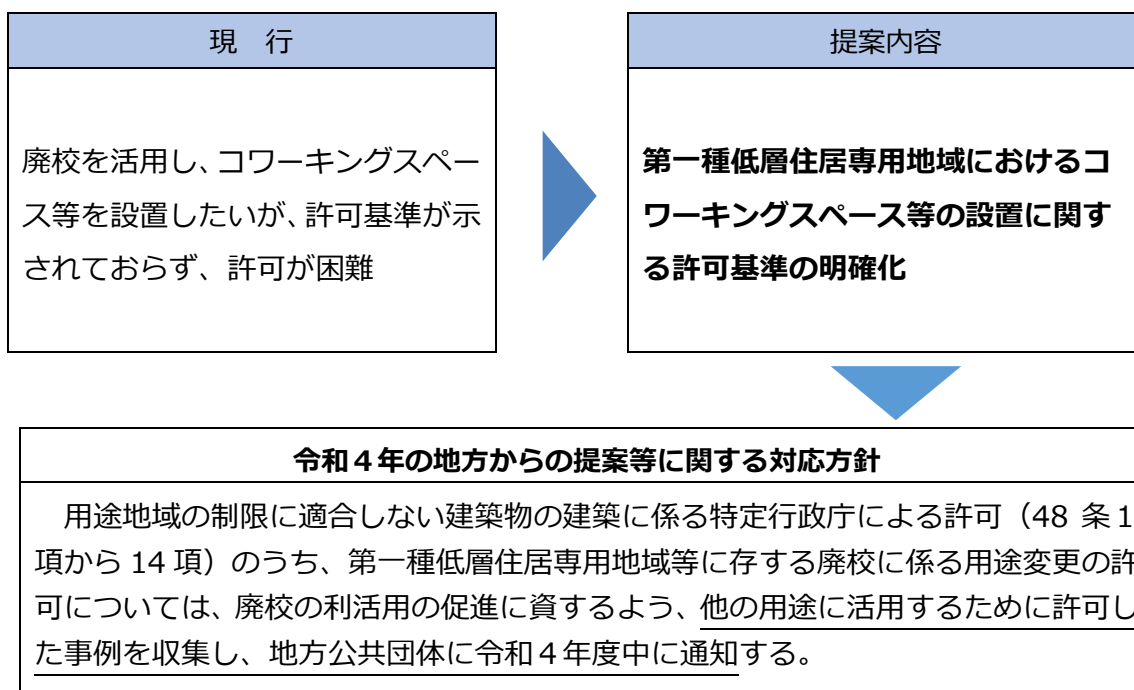
(5) 補助金支出事務の私人委託を可能とする見直し

⇒ 都道府県の事務負担の軽減及び迅速かつ効果的な事業者支援



(6) 廃校等の公共物の用途変更における基準の明確化

⇒ 公共物の利活用の促進及び地域コミュニティの維持



2 他の地方公共団体等との共同提案

No.	提案及び対応方針
1	<p>個別規制法に基づく土地利用規制変更起因する土地利用基本計画図の変更に係る審議会への意見聴取の廃止（共同提案団体：千葉県、高知県）</p> <p>⇒【対応方針】</p> <p>土地利用基本計画（9条1項）については、都道府県の事務の効率化のため、令和4年度中に「国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針」（平29国土交通省国土政策局）を改正し、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用基本計画は、<u>国土利用計画（都道府県計画）と一体のものとして策定することが可能であることを、総合調整機能を発揮した事例と併せて周知する。</u> ・土地利用に関する重要な事項等の調査審議に関する審議会（38条）の運営については、<u>類似の審議会等との統合、書面やオンラインによる開催など、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能であることを、先進的な事例と併せて周知する。</u>

令和4年 その他の提案（B）

1 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案

他の地方公共団体等との共同提案

No.	提案及び対応方針
1	<p>保育室等の居室面積に係る基準について、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」への変更（須坂市）</p> <p>⇒ 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案に整理</p>